

松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設
指定管理者募集要項

令和7年8月

松阪市 企画振興部 飯高地域振興局 地域振興課

目 次

I	指定管理者の募集について	P 1
1	1. 施設の所在地及び名称	P 1
2	2. 施設の概要	P 1
3	3. 施設管理の基本方針	P 2
4	4. 指定管理者が行う管理の基準	P 2
5	5. 指定管理者が行う業務の範囲	P 4
6	6. 指定の期間	P 5
7	7. 管理運営業務に要する経費	P 5
8	8. 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項	P 6
9	9. 業務の継続が困難になった場合における措置	P 7
10	10. 原状回復及び事務引継	P 8
11	11. 備品等の扱い	P 8
12	12. 業務を実施するに当たっての注意事項	P 9
13	13. 提供した資料の取扱い	P 9
II	応募手続等について	P 10
1	1. 応募の資格等	P 10
2	2. 応募の手続き	P 11
3	3. 事業計画書	P 13
4	4. 収支予算書	P 13
III	選定の方法及び基準	P 14
1	1. 選定の方法	P 14
2	2. 選定の基準等	P 14
3	3. 選定審査	P 14
4	4. 候補者の選定及び選定結果の報告	P 14
5	5. 候補者の決定及び通知	P 14
6	6. 応募・選定時における情報の非公開	P 15
7	7. 選定審査対象からの除外	P 15
8	8. 再度の選定	P 15
IV	日程について	P 16
1	1. 募集要項及び仕様書等の配布	P 16
2	2. 公募説明会（現地説明会）の開催	P 16
3	3. 質問の受付及び回答	P 16
4	4. 指定申請書の提出	P 17
5	5. 第2回指定管理者審査選定委員会の実施	P 17
6	6. 選考結果通知	P 17
V	指定管理者の指定及び協定に関する事項	P 18
1	1. 指定管理者の指定	P 18
2	2. 協定の締結	P 18
3	3. 指定後の留意事項	P 18

I 指定管理者の募集について

公の施設の管理については、平成15年9月に地方自治法の一部改正があり、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に「指定管理者制度」が導入されたところです。

これにより、松阪市では平成18年4月から松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設（以下「本施設」という。）に同制度を導入し、効果的・効率的な施設管理を図っていますが、第9期の指定期間が満了するため、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）、松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設条例（平成17年松阪市条例344号）（以下「施設条例」という。）及びこの要項等に基づき、第10期となる令和8年4月以降の指定管理者の募集を行うものです。

1. 施設の所在地及び名称

所在地 松阪市飯高町赤桶1076番地3

名 称 松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設

2. 施設の概要

（1）施設の設置目的

本施設は、平成2年7月に「つつじの里荒滝」の愛称でオープンし、宿泊施設及びキャンプ場施設として、森林資源等の自然環境を利用した保険休養と潤いの場を作り、併せて地場産業と観光、交流を有機的に連携させる事を目的としています。

（2）業務の内容

①本施設の次に掲げる事業の運営企画に関すること。

- ア 森林資源の有機的な活用事業及び交流事業
- イ 地域食文化の普及体験事業
- ウ 地域特産品の普及啓発事業
- エ 自然保護、環境保全等の学習及び実践事業
- オ 歴史及び観光資源の情報案内及び広報宣伝事業

②本施設の利用の許可に関すること。

③本施設の利用料金に関すること。

④本施設の維持管理に関すること。

⑤上記業務のほか、市長の権限に属する業務を除く本施設の管理に関すること。

（3）施設の内容

①施設の概要

松阪市森林とのふれあい環境整備施設

ア 敷地面積 5,981㎡

イ 休養宿泊施設 木造2階建 349㎡ 収容人員30人
1階 194.40㎡

事務室、休憩室、便所、浴室、脱衣所、炊事場

2階 155.52㎡

客室数 8畳×4室 6畳×1室

大広間 20.0畳×1室

ウ 食堂 48.60㎡

エ コテージ 木造平屋建 29.83㎡×2棟 収容人員 8人

オ コテージ 木造平屋建 30.30㎡×1棟 収容人員 5人

カ 食品庫 木造平屋建 14.58㎡

キ ステージ 木造平屋建 44.70㎡

ク 便所 木造平屋建 26.23㎡

ケ 炊事棟 木造平屋建 24.30㎡

コ その他 植栽等

②開設年月日 平成2年7月

③開設期間 通年

④利用状況

施設利用者

単位：人

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宿泊（本館）	317	441	573
コテージ	280	483	453
キャンプ	865	1,036	725
日帰り	317	524	340
計	1,779	2,484	2,091

3. 施設管理の基本方針

本施設は森林資源等の自然環境を利用した保健休養と潤いの場を作り、併せて地場産業と観光、交流を有機的に連動させ、地域の活性化を目的として整備された施設です。

利用客には都会の喧騒を離れて豊かな自然の中で一日を過ごしていただき、地域食材を活用した食文化を提供し、非日常を味わっていただく心温かいおもてなしの観光サービスを行うものとしします。

4. 指定管理者が行う管理の基準

施設条例のほか、その他規則等で定める管理の基準に従って、本施設の管理を行うものとします。なお、適正な管理運営の観点から必要不可欠である業務の基本事項は、次のとおりです。

（1）サービスの基準

①宿泊・休養施設の提供

通年開業の実施

※市長の承認を得て、変更することができます。

②食事の提供

宿泊者等への地域食材を活用した食事の提供

③地域特産品の販売

木工品等地場産品の販売の促進

④森林及び河川等の自然環境の提供

遊水施設及び遊歩道の安全管理

⑤歴史・観光資源の情報提供

施設・地域の情報発信

(2) サービスの向上

施設を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を常に図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には迅速かつ適切に対応してください。

(3) 法令の厳守

本施設の管理運営にあたっては、次の各項に掲げる法令のほか、指定管理者が当然に適用を受ける法令、協定書、仕様書等を厳守することとします。

①地方自治法（昭和22年法律第67号）

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

③松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

④松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

⑤松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設条例

⑥松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設条例施行規則

⑦松阪市行政手続条例

⑧松阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例

⑨松阪市情報公開条例

⑩労働基準法、その他労働関係法令

⑪旅館業法、その他旅館業関係法令

⑫その他関係法令等

※本契約期間中に前各項に規定する法令並びに条例及び規則に改正があった場合は、改正された内容をもって仕様とします。

(4) 環境配慮の推進

本施設の管理運営にあたっては、電気などの効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）などの環境配慮を行うこととします。

(5) 善管注意義務

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、本施設内の施設・設備及び園地を常に良好な状態に管理しなければなりません。

(6) 施設・設備及び園地の維持管理

管理運営業務を行うに当たっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう、適切な維持

管理を行ってください。

なお、管理物件の本来の効用を維持するために必要な修繕については、松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設指定管理者仕様書及び別紙２施設の改築及び修繕等の実施費用負担区分によります。また、管理物件の効用の増加を目的とした改修については、松阪市の負担と責任において実施するものとします。

(7) 公正な施設の供用

施設の供用にあたっては、利用に関し公平性を確保することとします。

(8) 緊急時の対応

指定管理者は、本施設において利用者等に被害や災害その他の事故等が発生した場合、現場で対応する責任を有し、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに松阪市に報告しなければなりません。

(9) 情報公開

施設の管理運営に係る情報の公開に関しては、松阪市情報公開条例に準じ、必要な措置を講じることとします。

(10) 管理運営を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講ずることとし、その管理する公の施設の業務に従事している者（従事者）は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とします。

(11) 文書の管理保存

管理運営業務を行うに当たり作成し、または取得した文書、図書、写真及び電磁的記録（以下「管理文書」という。）は、松阪市文書管理規程を参考に、適正に管理・保存することとします。なお、管理文書については、指定期間終了時に、松阪市の指示に従って引き渡しを行っていただきます。

(12) 人権への配慮

指定管理者は、公平な採用選考や人権研修の実施など、人権に配慮した業務遂行に努めてください。

(13) 地域特産品の振興について

飯高地域で生産、若しくは収穫された物品などの振興を図るように努めてください。

5. 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 管理運営業務の範囲

①次に掲げる事業の運営企画に関すること

- ア 森林資源の有機的な活用及び交流事業
- イ 地域食文化の普及体験事業
- ウ 地域特産品の普及啓発事業
- エ 自然保護、環境保全等の学習及び実践事業
- オ 歴史及び観光資源の情報案内及び広報宣伝事業

- ②本施設の利用許可に関する事
- ③本施設の利用料金に関する事
- ④本施設の維持管理に関する事
- ⑤上記業務のほか、市長の権限に属する業務を除く本施設の管理に関する事。

※1 令和8年3月31日以前において、既に利用の申込みがあり、令和8年4月以降の施設の利用が決定している施設等の提供については、原則として現在の管理者から引継ぎ、管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

主催事業について、現在の管理者は、令和8年4月1日以降の事業は企画しません。指定管理者は、現在の管理者から引継ぎを受ける期間中（令和8年1月から3月を予定）に、双方協議の上、必要に応じて事業の実施に係る広報活動等を行ってください。

※2 具体的な業務内容及び履行方法については、松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設指定管理者仕様書によります。

（2）業務の留意事項

- ①行政財産の目的外使用許可、不服申し立てに対する決定等地方自治法に規定する市長のみの権限に属する事務は、指定管理者が行う業務から除かれます。
- ②本施設の管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。なお、業務の一部については、事前に市長の承諾を受けた場合に限り、第三者に委託することができます。

6. 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。

7. 管理運営業務に要する経費

本施設の管理運営業務に要する経費については、施設の利用者が納める利用料金、指定管理者自らが企画・実施する各事業（以下「自主事業」という。）に伴い収受する収入及び市が支払う指定管理料により賄うこととなります。

なお、過去3か年の収入及び経費の実績額については松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設指定管理者仕様書を参照してください。

（1）利用料金

- ①施設の利用者が納める利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金の額については、条例に対象となる施設、区分及び金額が定められていますので、その額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者において設定してください。また、利用料金の額を設定した後に、その額を変更しようとする時も、あらかじめ市長の承認を得ることが必要となります。

なお、利用料金の額の設定に当たっては、施設の利用率の向上やサービスの向上につながるように配慮してください。

- ②指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長が定める基準により利用料金の全部又は一部を免除することができます。ただし、免除による利用料金収入の減収については、指定管理料に当該減収分が見込まれているものとし、松阪市は補填等の措置は行いません。

ん。

(2) 管理運営業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入

管理運営業務を実施する中で、自主事業等指定管理者が収受する収入については、指定管理者の収入となります。

(3) 市が支払う指定管理料

- ①必要経費から利用料金収入見込額を差し引いた額を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理料として指定管理者に支払います。指定管理料（消費税及び地方消費税を含む。）の支出実績額は次のとおりですので、参考としてください。また、令和8年度から令和10年度の指定管理料上限額は3ケ年で2,400,708円（税込）とします。

各年度の上限額は次のとおりです。（税込） (円)

令和8年度	令和9年度	令和10年度
800,236	800,236	800,236

市は、管理運営業務に要する経費から利用料金収入見込額を差し引いた額を、指定管理者に指定管理料として支払います。

- ②令和元年度～令和6年度の指定管理料の額（消費税及び地方消費税を含む）は以下のとおりです。事業計画等の参考にしてください。

令和元年度	978,982円	令和4年度	800,236円
令和2年度	941,953円	令和5年度	800,236円
令和3年度	889,165円	令和6年度	800,236円

- ③協定により定めた指定管理料は、管理運営業務に要した経費及び利用料金その他の収入に増減があっても増額や減額はいたしません。
- ④指定管理料の金額及び支払い方法は、松阪市と指定管理者が締結する協定書で定めます。
- ⑤管理運営業務に関する会計について、指定管理者は、自身の法人等や自主事業等の他の会計と区分独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理していただくことになります。
- ⑥指定管理者は指定期間内において、消費税及び地方消費税の税率の改正が行われた場合、松阪市と協議するものとします。

8. 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項

(1) 事業計画書の作成及び提出

事業計画、収支計画等を内容とする各事業年度の事業計画書を、前年度の3月末までに提出してください。

(2) 定期報告書の作成及び提出

指定管理者は次に掲げる事項について毎月10日までに前月の状況を市長に報告することとします。

- ①施設利用状況
- ②利用料金の収入状況
- ③利用者等からの苦情とその対応

④本施設の修繕の実施状況

⑤その他必要事項

(3) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条に基づき、毎年度終了後30日以内に事業報告書を市長に提出することとします。報告書の内容については松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設指定管理者仕様書によります。

(4) 業務報告の聴取等

市長は、指定管理者に対し、その管理運営に関する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

(5) 責任分担

協定締結にあたり松阪市が想定する責任分担については、別紙1において示してあります。詳細は、協定の締結を行う際に定めることとします。

(6) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する本施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を松阪市に賠償しなければなりません。

(7) 第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。ただし、その損害が松阪市の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではありません。

(8) 保険の付保

指定管理者は、その管理する業務の実施にあたり、自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に参加するものとします。

9. 業務の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、市長は指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとします。その場合において、指定管理者に損害が生じて、松阪市は賠償の責めを負いません。

なお、指定管理者の責めに帰すべき主な事由は、以下のとおりです。

①指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合。

②指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合。

③協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合。

④その他指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の締結解除の申出があった場合。

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりません。不可抗力その他松阪市又は指定管理者の責めに帰することがで

きない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、松阪市と協議することができるものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市長は指定の取り消しを行うものとします。

(3) 管理運営業務の水準が低下した場合の措置

定期的に実地調査を行い、指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、是正や改善等必要な指示を行い、指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることがあります。

(4) 損害賠償

上記(1)又は(3)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となり、松阪市に損害が発生したときは、松阪市は損害賠償請求をすることがあります。

(5) 管理運営に要した費用の精算

上記(1)又は(3)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となった場合において、それまでに要した費用が、松阪市が管理運営に要する費用として指定管理者に支払った額に満たないときは、指定管理者は、松阪市に対して残額を支払うものとします。

10. 原状回復及び事務引継

指定管理者は、指定期間が終了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、速やかに原状に回復して松阪市に建物、附帯施設、什器、備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに、松阪市又は新たな指定管理者と十分に事務引継ぎを行うこととします。ただし、原状回復を要しないことについて、松阪市の承認を得たときはこの限りではありません。

11. 備品等の扱い

- (1) 松阪市は別紙3に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を無償で指定管理者に貸与します。
- (2) 指定管理者は指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保ってください。
- (3) 備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、松阪市は指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品を購入又は調達するものとします。
- (4) 指定管理者は故意又は過失により備品等（Ⅰ種）をき損滅失した時は、松阪市との協議により必要に応じて松阪市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければなりません。
- (5) 指定管理者は別紙3に示す備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を自己の費用により調達し、本業務実施のために供するものとします。
- (6) 備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとします。
- (7) 指定管理者は、指定期間が終了するとき、備品（Ⅰ種）及び備品（Ⅱ種）については松阪市が指定するものに引き継がなければなりません。

(8) 備品の管理については、松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設指定管理者仕様書によります。

1 2. 業務を実施するに当たっての注意事項

- (1) 指定管理者が、管理運営業務に関する規程、要綱等を作成する場合は、松阪市と事前に協議することとします。
- (2) 協定に定めのない事項については、その都度松阪市と協議することとします。

1 3. 提供した資料の取扱い

松阪市が提供した資料等は応募に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、松阪市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁じます。

Ⅱ 応募手続等について

1. 応募の資格等

(1) 応募の資格

- ①法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。（法人格は必ずしも必要ありませんが、個人での申請はできません。）

(2) 応募者の制限

次の条件に該当する法人等に限りします。

- ①地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受け、当該処分の日から起算して 2 年を経過しない法人等でないこと。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない法人等でないこと。
- ③役員等〔法人である場合には、その法人の役員又はその支店もしくは営業所等（常時勤務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合には、その団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。〕に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれる法人等でないこと。
- ④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、松阪市における一般競争入札等の参加を制限されている法人等でないこと。
- ⑤松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領に基づく指名停止期間中の法人等でないこと。
- ⑥松阪市税、法人事業税、法人県民税、法人税（法人以外の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税を滞納している法人等でないこと。
- ⑦会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きを行っている法人等でないこと。
- ⑧松阪市の締結する契約等から暴力団等排除措置要綱（平成 20 年告示第 44 号）別表 1 に該当しない法人等であること。
- ⑨松阪市議会の議員、市長、副市長並びに地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 2 項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人、清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。ただし、松阪市議会の議員以外の者について、松阪市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除きます。

(3) 複数の団体での共同応募

複数の団体での共同（以下「グループ」という。）による応募の場合には、次の点に留意してください。

- ①グループの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。なお、代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。
- ②グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で応募することはできません。

- ③グループの構成団体間における管理運営業務にかかる経費に関する連帯責任の割合等については、別途協定書で明確に定めてください。

(4) 応募の条件等

- ①令和8年4月1日から飲食店、旅館業の営業ができること。
②本施設の維持管理等において、近隣地区住民の積極的な雇用が図られること。

2. 応募の手続き

(1) 提出書類

指定管理者の指定を受けようとするため、指定申請する法人等（以下「応募団体」という。）は、下記の書類を提出してください。

- ①指定管理者指定申請書（松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（様式第1号）

（グループ応募の場合は、グループの構成を示す書類（様式第2号・様式第2号の2及び3・様式第3号）をあわせて添付して下さい。）

- ②本施設の管理運営に関する事業計画書（様式第4号）

- ③収支予算書（様式第5号・様式第6号の1及び2）

- ④応募団体に関する書類（グループ応募の場合は、各構成団体も以下の書類を提出して下さい。）

ア 応募団体の概要を記載した書類

設立趣旨、事業内容、組織体制等を示す書類（様式第3号）を提出してください。

イ 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに準ずるもの

定款及び寄附行為のない団体にあつては、団体の規約等（団体の目的、事務所、資産に関する規程、代表者の任免に関する規程等を記載した書類）及び代表者の身分を証明する書類を提出してください。

ウ 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書

（申請日前3か月以内に取得したもの）

※ただし、登記のない法人の場合は、名称及び本店又は主たる事業所の所在地を証明する書類を提出してください。

エ 法人等の印鑑証明書（申請日前3か月以内に取得したもの）

オ 法人等の決算関係書類

過去3か年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに準ずる書類を提出してください。

※新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、収支予算書又はこれに準ずる書類及び総会等の議事録及び設立後申請までの間の活動内容を記載した書類を添付してください。

カ 法人等の予算関係書類

直近の会計年度の事業計画書及び収支予算書

キ 役員名簿（役職、氏名、現住所及び生年月日を記載したもの）

ク 納税に関する証明書（発行から３か月以内に取得したもの）

法人の場合又は法人と同様の納税義務を負う団体の場合は、市民県民税の納税証明書、法人税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書。

上記以外の団体の場合は、代表者の松阪市税の納税証明書、申告所得税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書。

※納税義務がない場合には、指定管理者指定申請に係る納税に関する申立書（様式第７号）を提出してください。

⑤施設の管理運営を行う上で必要な資格の写し。

⑥類似施設の運営実績

現在、当施設の管理運営を受託している団体については、当施設の運営実績を記載し、それ以外の団体については当施設に類似する施設の運営実績を記載してください。（様式第８号）類似施設の運営実績がない場合は、様式第８号に代えて、施設の運営能力を保有している説明書（様式は任意）を提出していただくこともできます。

⑦指定管理者指定申請に係る申立書

応募者の資格等並びに応募書類等が虚偽でないことの申し立て（様式第９号）

⑧報道機関及び議会等に公表可能な事業計画の概要書（様式第４号の１）

指定管理者候補団体が提示した事業計画について報道機関へ公表する事がありますので、公表可能な内容の概要書を作成してください。

※提出書類は、証明書等を除き日本工業規格のＡ４の大きさとしします。

※「指定管理者指定申請・提出書類一覧」別紙４を参考としてください。

（２）提出部数

正本１部及び副本７部（副本は複写可）

（３）提出書類の著作権

事業計画書等提出書類の著作権は、応募団体に帰属します。ただし、松阪市は指定管理者の決定の公募等において必要と認めるときは、当該提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

（４）提出書類の情報公開

提出された書類は、松阪市情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

（５）提出書類の留意事項

①重複提案の禁止

応募１団体（グループ）につき、事業計画書等の提出は１組とします。複数の提案はできません。

②提案内容の変更禁止

提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えによる提案内容の変更は原則として認めません。

③費用負担

応募に必要な費用は、応募団体の負担とします。

④使用言語及び通貨単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

⑤提出書類の取り扱い

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、提出書類は、選定等のために必要な範囲で複製を作成することがあります。

⑥グループ構成員の変更

グループ申請の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

3. 事業計画書

事業計画書の作成にあたっては、次の項目に留意してください。

①利用者に対するサービスの向上

②利用者に対する公平性の確保

③地域との連携と貢献

④管理にかかる経費の縮減

⑤施設の良い維持管理修繕

⑥個人情報の保護

⑦関係法令の厳守及び施設利用の安全確保

4. 収支予算書

- (1) 収支予算書の作成にあたっては、施設の管理運営業務及び自主事業のそれぞれについて、令和8年度から令和10年度の収支予算を主な収入・支出項目に区分し、記載して下さい。
また、予算の積算内訳についても示して下さい。

①施設の管理運営業務（様式第5号）

②自主事業等（様式第6号の1・2）

- (2) 施設ごとの利用料金の額を示して下さい。

Ⅲ 選定の方法及び基準

1. 選定の方法

松阪市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会（以下「審査選定委員会」という。）を設置し、選定委員5名により、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、指定管理者の候補者の選定を行います。

2. 選定の基準等

以下の選定の基準に照らすとともに、別紙5「松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設指定管理者審査選定評価表」中の評価の視点の各項目について評価することにより総合的に判断します。

- (1) 事業計画書による本施設の運営が、市民の平等な利用を確保することができるものであること及びサービス向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、本施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (4) 施設の設置目的を達成するために必要な能力を有しているものであること。

3. 選定審査

(1) 資格・書類審査

候補者の選定にあたっては、提出書類により応募資格について審査した上で、提案内容等について、審査選定委員会で書類審査を行います。

(2) プレゼンテーション等

提案内容等のプレゼンテーション及びヒアリング（質疑）を行います。

プレゼンテーション及びヒアリング（質疑）は、令和7年10月9日に開催の第2回選定委員会時に予定しています。実施時間・場所等については、応募申請書提出期限後に通知いたします。

4. 候補者の選定及び選定結果の報告

提出書類とプレゼンテーション及びヒアリング（質疑）の結果を基に、審査選定委員会において総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

審査選定委員会は、選定結果を市長に報告します。

5. 候補者の決定及び通知

市長は、審査選定委員会による選定結果報告に基づき指定管理者の候補者を決定し、選考結果については、応募団体に文書で通知するとともに市ホームページに掲載します。

6. 応募・選定時における情報の非公開

応募・選定時における応募団体に関する情報については公開しませんが、指定管理者候補団体として決定した際には、指定管理者候補団体の基本的情報及び応募団体の選定結果について公表いたしますので、ご了承ください。

ただし、指定管理者候補団体以外の団体については、団体名の公表はいたしません。

7. 選定審査対象からの除外

次の事項に該当する場合は、選定審査対象から除外いたします。

- ①選定審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- ②審査選定委員会委員に個別に接触した場合
- ③提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑤提出書類等の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合
- ⑥提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑦その他不正な行為があった場合

8. 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、候補団体を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を決定できることとします。

IV 日程について

1. 募集要項及び仕様書等の配付

- (1) 配付期間 令和7年8月7日(木)～9月30日(火)
※ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く
- (2) 配付時間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 配付場所 松阪市企画振興部飯高地域振興局地域振興課
〒515-1592 松阪市飯高町宮前180番地
◇電話 0598-46-7111 ◇Fax 0598-46-1092
- (4) 配付方法 松阪市飯高地域振興局地域振興課の窓口でお渡しいたします。また、松阪市ホームページからもダウンロードできます。
松阪市ホームページ URL <http://www.city.matsusaka.mie.jp/>

2. 公募説明会(現地説明会)の開催

- (1) 開催日時 令和7年8月20日(水) 午後3時30分から1時間程度(予定)
- (2) 開催場所 松阪市飯高町赤桶1076番地3 松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設
- (3) 説明内容 募集要項及び仕様書の説明、施設見学
- (4) 参加人数 1応募団体につき2人以内
- (5) 参加申込 公募説明会参加申込書(様式第10号)を8月15日(金)午後1時までに郵送、Fax または電子メールのいずれかの方法で送付してください。
参加申込み先は、上記募集要項配布場所と同じです。
○Fax 0598-46-1092
○E-mail chishin.taka@city.matsusaka.mie.jp

※上記により参加申込された場合、確認のためその旨を必ずお電話で飯高地域振興局地域振興課(0598-46-7111)に連絡してください。

3. 質問の受付及び回答

質問は原則文書(様式第11号)で行うこととし、郵送又はFax 若しくは電子メールで受け付けます。電話等、口頭による質問は、事務手続き等に関するものを除き受付はできません。

公募説明会(現地説明会)での質問は受付いたしますが、回答については後日となる場合があります。

- (1) 受付期間 令和7年8月20日(水)～令和7年9月2日(火)
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く
- (2) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 受付場所 上記申請要項配布場所と同じ
○Fax 0598-46-1092
○E-mail chishin.taka@city.matsusaka.mie.jp
- (4) 回答期日 令和7年9月12日(金)

- (5) 回答方法 回答は、全て書面により行い、質問者に個別に回答するとともに、公平性、透明性を確保するため、原則として松阪市ホームページで公開します。ただし、その内容が質問者の独自のノウハウに係る事項等を除きます。

なお、公開された回答は、仕様書等の追加項目としてお取り扱いください。

4. 指定申請書の提出

指定申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに提出して下さい。(期間厳守)

- (1) 提出期限 令和7年9月30日(火)
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く
- (2) 提出時間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 提出場所 上記申請要項配布場所と同じ
- (4) 提出方法 直接持参又は郵送
郵送の場合、書留郵便とし、令和7年9月30日(火)必着。
なお、Fax、E-mail による提出は受け付けません。

5. 第2回指定管理者審査選定委員会の実施

令和7年10月9日(木)に実施を予定しています。

6. 選考結果通知

審査選定委員会の審査終了後に通知いたします。

V 指定管理者の指定及び協定に関する事項

1. 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、松阪市議会の議決が必要です。指定管理者の候補者について、令和7年11月松阪市議会定例会に上程を予定し、議会の議決が得られれば、当該候補者は指定管理者に指定されることになります。

ただし、指定申請後に資格の欠格や、応募制限に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合は指定をしないことがあります。

2. 協定の締結

指定管理者の指定を受けた法人等は、松阪市長と本施設の管理に関する協定を締結します。なお、協定書に定めのない事項が発生した場合は、改めて協議することとします。

協定の主な内容は、次のとおりです。

- ①指定期間
- ②管理運営に要する経費の額及び支払い方法について
- ③情報公開及び個人情報の保護について
- ④利用の許可及び行為の許可等について
- ⑤利用料金に関する事項
- ⑥事業計画書及び事業報告書について
- ⑦指定の取消し及び管理業務の停止について
- ⑧指定管理者と松阪市の責任分担について
- ⑨損害賠償及び原状回復について
- ⑩事務の引継ぎについて
- ⑪その他必要となる事項について

3. 指定後の留意事項

- (1) 指定管理者の候補者となっている団体が、協定の締結に応じない場合、又は指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定を受けた団体が、協定の締結までに地方自治法第244条の2第11項の規定に該当する場合又は関係条例に違反した場合、その指定を取り消すことがあります。
- (3) 指定管理者の指定について松阪市議会の議決が得られなかった場合、又は否決された場合においても、指定管理者の候補者となっている団体が指定管理者に係る業務の準備等のために支出した費用等については、原則として団体の負担とします。

【問い合わせ先】

〒515-1592 松阪市飯高町宮前 180 番地

松阪市企画振興部 飯高地域振興局地域振興課

◇電話 0598-46-7111 ◇Fax 0598-46-1092